

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 多数国間条約</p> <p>2-8 国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第12号） この条約に定める国際連合の特権及び免除の取扱いについては、便宜、次による。</p> <p>(1) 同条約第2条第7項(b)に規定する国際連合が公用のため輸入する物品（国際連合広報センターが輸入する公用品を含む。）については、定率法第16条第1項第1号の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(2)～(7) （省略）</p> <p>2-15 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約（昭和48年条約第11号） この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同条約第2条の規定に該当する物品については、定率法第17条第1項第11号並びに輸徴法第13条第1項第4号及び第3項第4号の規定を適用して、関税及び内国消費税を免除する。</p> <p>(2) 同条約第2条1(b)(i)に規定する「実演に必要な物品」には、実演に供される結果、簡単な加工（再輸出の際に輸入された物品の確認が容易にできる程度の加工に限る。）を施されるもの（例えば、編機の実演に供され編物になる毛糸）を含む。</p> <p>(3)～(9) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 多数国間条約</p> <p>2-8 国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和38年等約第12号） この条約に定める国際連合の特権及び免除の取扱いについては、便宜、次による。</p> <p>(1) 同条約第2条第7項(b) <u>《公用品についての特権及び免除》</u>に規定する国際連合が公用のため輸入する物品（国際連合東京弘報センターが輸入する公用品を含む。）については、定率法第16条第1項第1号 <u>《大公使館等の公用品の免税》</u>の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(2)～(7) （同左）</p> <p>2-15 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約（昭和48年条約第11号） この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同条約第2条 <u>《一時輸入を認められる展示物品等》</u>の規定に該当する物品については、定率法第17条第1項第11号並びに輸徴法第13条第1項第4号及び第3項第4号の規定を適用して、関税及び内国消費税を免除する。</p> <p>(2) 同条約第2条(b)(i) <u>《機械等の実演に必要な物品》</u>に規定する「実演に必要な物品」には、実演に供される結果、簡単な加工（再輸出の際に輸入された物品の確認が容易にできる程度の加工に限る。）を施されるもの（例えば、編機の実演に供され編物になる毛糸）を含む。</p> <p>(3)～(9) （同左）</p>